

インフルエンザ予防接種料金（平成30年度）

① 65歳以上 1,500円（福岡市内に住民票がある方）

② 60歳以上65歳未満の身体障害者 1,500円（福岡市内に住民票がある方）

（心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害がある方 身体障害者手帳1級相当）

・障害者手帳の提示が必要。対象疾患が記載されている面をコピーする。

③ 一般（生活保護含む） 3,800円

※市外、県外の方は被接種者の住所市町村の料金となる。金額については別紙参照。不明な点があれば、各市町村予防接種担当課へ確認して下さい。

①もしくは②に該当する方で、生活保護・住民税非課税・中国残留邦人等は無料。

※証明書が必要。該当するものをコピー。

対象者	確認書類
生活保護受給者	<ul style="list-style-type: none">・介護保険料特別徴収通知書の写し（所得段階区分 第1）（年金引き去り）・介護保険料納入通知書兼特別徴収通知書の写し（所得段階区分 第1）（納付書払い）・医療券の写し・緊急受診証の写し・福祉事務所発行の保護受給証明書 ※定期受診患者は医療券の写しで代用するので、接種時は証明書不要。

中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給のための本人確認証の写し
市県民税非課税世帯等に属する方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料特別徴収通知書の写し（所得段階区分 第1・第2・第3）（年金引き去り） ・介護保険料納入通知書兼特別徴収通知書の写し（所得段階区分 第1・第2・第3）（納付書払い） ・介護保険 負担限度額認定証の写し ・介護保険 特定負担限度額認定証の写し ・後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額原額認定証の写し <p>※注意※ 前期高齢者（70歳以上75歳未満の方）の方で、社保・国保の限度額認定証では減免対象にはなりません。</p> <p>※区役所発行の市県民税非課税証明書（証明書に「高齢者予防接種用」のゴム印が押印されているものに限る）でも可</p>

【注意事項】

・60歳～64歳の生活保護の方で免除を受けるには障害者手帳の写しが必要です。手帳を持っていない場合、又は障害が適応疾患に該当しない場合は一般同様の扱いとなります。生活保護というだけでは免除の対象にはなりません。

・15歳未満は小児科該当のため受付出来ません。

また、65歳以上の方の日祝日・休日前日の受付も、休日体制では急変時の対応が困難なため原則受付は出来ません。

・平成31年1月31日以降は、全員一般の金額になります。

又、平成30年10月1日～平成31年1月31日の間に2回以上実施される方は、2回目以降の料金は一般の金額になります。